

会計事務所インフォメーション

令和 2 年 7 月吉日

市田博宣税理士事務所

家賃支援給付金の申請受付開始 !

家賃支援給付金とは、5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えする為、**地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金**を支給するものです。

支給対象者は、次の **のすべてを満たす事業者**です。

資本金 10 億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**
 本年 5 月～12 月の売上高について、

- ・ 1 ヶ月で前年同期比 **50%以上**または、
- ・ **連続する 3 ヶ月の合計**で前年同期比 **30%以上**

自らの事業の為に占有する土地・建物の賃料を支払い

給付額は、法人に最大 600 万円、個人事業者に最大 300 万円を一括支給。

【算定方法】申請時の直近 1 ヶ月における**支払賃料（月額）**に基づき算定した**給付額（月額）**の **6 倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75 万円以下	支払金額 × 2/3
	75 万円超	50 万円 + [支払賃料の 75 万円の超過分 × 1/3] ただし、100 万円（月額）が上限
個人事業者	37.5 万円以下	支払金額 × 2/3
	37.5 万円超	25 万円 + [支払賃料の 37.5 万円の超過分 × 1/3] ただし、50 万円（月額）が上限

7 月 14 日から申請の受付が開始されています。御用の節はお申し出ください。

(井上 直一)

所長よりの一口メモ

九州豪雨に思うこと 未曾有の豪雨、犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

この項（一口メモ）では、これまでに何度か自然災害について取り上げてきました。平成 28 年の熊本大地震や一昨年この時期に西日本を襲った集中豪雨、昨年も台風 19 号をはじめ相次ぐ大型台風の襲来など、とりわけ豪雨による甚大な被害に驚愕の記憶が甦ってきます。これらを凌ぐとみられる此度の「令和 2 年 7 月豪雨」、長期に渡る記録的な降雨量に唖然とするばかりです。

以前にも書きました「**治山治水**」がこの先果たせるのか心配です。自然災害とどう向き合うか、また、どう対処していくべきかを真剣に考える時期に来ていると強く感じます。

あびき湿原を散策

先日、NHK の兵庫版で加西市の「網引湿原」と小野市の「小野アルプス」を取り上げた番組が放送され嬉しく視聴しました。小野アルプスについて「**日本一低いアルプス**」と紹介され、思わず笑みがこぼれました。

その「あびき湿原」を今月初め、数名の仲間と散策してきました。地元保存会の方の案内で珍しい植物や**一円玉位の「はっちょうとんぼ」**を目の当たりにしました。（写真はその折の一瞥です）



((湿原一面))



((はっちょうとんぼ))



((ユウスゲ))

帰り際、湿原の管理に充てる目的で設置された募金箱に同伴者が発した、「はっちょうとんぼやから募金 1 円でええやろか」の一言が梅雨空に明るく響きました。失言にあらず、湿原だけに。